

町内で事業を営んでいる事業主のみなさんへ

償却資産の 申告は義務です

事業用に所有している償却資産は、土地・家屋と共に固定資産税が課税されます。

償却資産とは

事業用に所有している構築物・機械・器具・備品などで、具体的には次のようなものです。

【業種別の償却資産の例】

業 種	申告対象となる償却資産の例
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、自動販売機、駐車場の舗装など
農 業	田植機、堆肥舎、サイロ、コンバイン(大型特殊自動車)、脱穀機、耕運機、梨棚、ぶどう棚など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小 売 業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機または冷蔵機付きも含む)など
医 業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど)
不動産貸付業	フェンス、自転車置き場、門・塀・緑化施設の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど



償却資産の申告は1月31日までに

毎年、賦課期日(1月1日)現在で事業用の償却資産を所有している人は、1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に**申告の必要があります**(地方税法第383条)。**無申告または虚偽の申告をした場合は、過料または罰金刑などに科される場合がありますので、必ず申告をしてください。**

申告書について

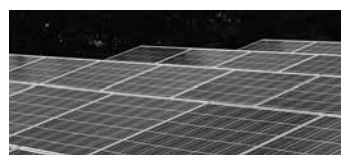
前回申告をした個人・法人の事業主には、申告用紙を12月中旬に送付します。申告が必要な人で、申告書が手元にない人は、益城町ホームページ(<http://www.town.mashiki.lg.jp/>)からダウンロードができます。また、役場税務課固定資産税係までご連絡があれば、申告書を送付します。

電子申告(e L T A X)による申告も受け付けています。地方税ポータルシステムe L T A Xのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)から利用できますので確認してください。

法人税・所得税の確定申告とは異なる申告となりますので、お間違いのないようお願いします。

太陽光パネルについて

事業用に所有している太陽光パネルは課税対象になりますので申告をお願いします。



建物を解体・増築・ リフォームしたら届け出を

届け出の対象となるのは、平成25年以内に解体・増築・リフォームをした建物です。

所有者は役場税務課まで連絡をお願いします。

※建物を解体しても届け出をしなければ台帳からは削除されません。また、各種リフォームには減税制度がありますが、その適用には申告書の提出が必要となります。

問い合わせ先 役場税務課 固定資産税係 ☎ 286-3111 内線 145・146